

債務整理方法について（改訂 1）

〒321-1272 栃木県日光市今市本町 1 9 番地 2

司法書士 福田滋一

Tel. 0288-21-5327

借金等が多くあって債務整理をする場合、その方法は大きく分けると次の 3 つがあります。

① 任意整理

② 破産

③ 個人再生

①の任意整理とは、これから発生する又は既に発生した利息・損害金は免除してもらい、「元金」だけを返済するという話を債権者と個別にして、その合意が調べば、それに合わせて返済していくというものです。

本来、貸金業者は利息をとって利益が出るので、無利息になると利益が出なくなります。拒否して破産されて貸したお金を回収できなくなるよりは、無利息でも貸したお金（元金）は回収するという事で譲歩してもらいます。

そのため、その返済期間は短ければ短いほど良いのですが、通常は 3 年以内での分割で返済を合意することが多いです。しかし、相手によってはより短期を要求されたり、より長期の条件を飲んでくれたり、まちまちではあります。

一昔前は、利息制限法という法律に違反して、10 万円以上 100 万円未満の借金は最高でも年利 18% が限度なのに、サラ金はこれを超える 29% 前後の金利を取っていることが多かったため、ここでいう「元金」はサラ金業者のいう元金ではなく、本来の上限年利で計算し直した金額が基準となりますので、取引期間が長いと、かなり「元金」を減らすことができました。

この任意整理ができるかどうかの基準は、この「元金」を原則 36 回（3 年＝36 か月）で割った金額を毎月確実に返済できるかになります。

最近では、サラ金業者も違法金利をとることがほぼなくなり、「元金」が減ることもほぼなくなりましたので、任意整理も使いづらくなりました。

あなたが任意整理を希望するならば、まず、毎月確実にこのお金を出せるということをお身に示してください。なんとか頑張ります、努力します・・・などの言葉は聞きません。なるべく・・・などというのは論外です。

②の破産とは、あなたの財産のほとんどは失う（最低限の生活上必要な物は残ります）代わりに、免責という手続を経ることによって、債務を帳消しにしてもらう裁判上の手続です。破産状態かどうかは、上記任意整理ができない基準と同じです。

しかし、破産すれば必ず債務が帳消しになるわけではありません。法律には、「免責不許可事由」ということが定めてあって、浪費・ギャンブルなどで作った債務は、許可されないこともあります。これらの場合に許可されるかどうかは、裁判官の判断なので、何とも言えません。逆に、「免責不許可事由」がなければ、必ず免責は許可されます。もっとも、税金や養育費など、もともと免責されない債務もあります。

③の個人再生とは、①と②の間にあたる手続で、元金等の一部を払って、それ以外を免除してもらう裁判上の手続です。

ややこしいので、例外を除いた最も多いケースに絞って話をすると、

(ア) 元金・利息・損害金の5分の1(①と同様に正しい利息で再計算します)

(イ) 100万円

(ウ) あなたの持っている財産を金銭に換算した金額

のうち、最も高い金額をこれも3年(ないし5年)で返済することになります。

例えば、債務が300万円(元金+利息+損害金)で、めぼしい財産が全くない人は、 $300万円 \div 5 = 60万円 < 100万円$ で(イ)の100万円が返済金額となり、原則36か月(=3年)で1か月当たり3万円弱の返済となります。この場合も①と同様に返済中の利息は免除となります。

ただし、最低でも100万円は必ず返済しなければならないので、毎月3万円弱が出せない人は、この手続をとることはできません。申立をしても、裁判所で門前払いされます。

特に、(a)住宅ローンを抱えた人が、その住宅ローンの支払は継続したまま、この手続をすることができるので、住宅ローン以外の債務負担を減らして住宅ローンの返済を可能にする=家を守れるなどの利点があります。この住宅ローンは減額の対象にはなりません。

その他にも、(b)浪費やギャンブルなどで作った債務のため、破産をしても免責されない人が、この手続をして一部の債務は支払うことで、残額の支払を免れる、(c)破産をすると法律上の制限により、一定の職業(弁護士、司法書士、税理士、警備員など)に就けなくなりますが、この再生手続にはその制限がないので、仕事を続けられるなどの利点があります。

手続が非常に面倒なので、これら(a)ないし(c)の理由がある人がこの手続を選択するケースがほとんどで、そうでなければ②の破産を選択するケースが多いようです。

一応、この手続は債権者の多数決という要件もあるにはあって、反対多数で否決という可能性もあるのですが、現実には否決してしまうと破産になり、債権者は一銭ももらえなくなってしまうので、一部でも返してもらえる再生で我慢する=ほとんど賛成になっています。

また、「破産状態ではない=充分払っていけるのに、破産したい」とか、「返済不可能なのに、破産はしたくないから任意整理をしたい=債権者と話を付けて欲しい」というご依頼には答えられません。

当職には不可能を可能にする力はありません。他の同業者も同じです。債務過多で困っている人、そういう人に対して法律で再建をする方法があるのに、法律の素人がよくわからないために、その方法がわからない。その手助けをするのが当職の役目です。

以上の各手続のメリット・デメリットを良く考えた上で、あなたにとっての最良の方法を選択してください。最終的にはあなたの自己責任です。

以上